

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定生活関連物資等

一 特定生活関連物資等に、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品及び医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）を指定すること。
（第一条関係）

二 特定生活関連物資等を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこと。

第二 附則

一 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行することとすること。

（附則第一項関係）

二 第一の二の規定（第一の一の消毒等用アルコールに係る部分に限る。）は、第一の二に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しないこととする。

（附則第二項関係）